

## 奈良県古都風致審議会の会議の公開等の取扱い

平成19年8月2日  
奈良県古都風致審議会  
【承認】

奈良県古都風致審議会規則第9条の規定に基づき、奈良県古都風致審議会（以下「審議会」という。）に係る会議の公開等についての取扱いは、以下のとおりとする。

### 1 会議の公開の基準

審議会の会議は、原則として公開する。ただし、次の場合はこの限りでない。

- (1) 奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号（以下「情報公開条例」という。））第7条各号（不開示情報）のいずれかに該当する情報を含む審議を行う場合
- (2) 会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障がある場合

### 2 会議の公開又は非公開の決定

- (1) 審議会の会議の公開又は非公開は、「1 会議の公開の基準」に基づき、審議会の議決により決定するものとする。
- (2) 次の(イ)から(ホ)に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める決定があらかじめ(1)の審議会の議決により決定されたものとして取り扱うものとする。  
ただし、特別の事由により、個別に会議の公開又は非公開を決定する必要があると審議会が認めたときはこの限りではない。
  - (イ) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四十一年法律第一号)に基づく歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区(明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和五十五年法律第六十号)第三条第一項の規定による第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区を含む。)の区域内における行為の規制又は都市計画法(昭和四十三年法律第百号)に基づく風致地区の区域内における行為の規制に関する重要事項（以下「行為規制に関する重要事項」という。）のうち、個人が行う予定の行為について調査、審議又は建議（以下「審議等」という。）する場合であって、当該審議等の内容に情報公開条例第7条第2号（個人に関する情報）に該当する情報が含まれる場合 非公開
  - (ロ) 行為規制に関する重要事項のうち、法人等（情報公開条例第7条第3号に規定する法人等及び同条同号に規定する事業を営む個人をいう。）が行う予定の行為について審議等をする場合であって、当該審議等の内容に情報公開条例第7条第3号（法人等に関する情報）に該当する情報が含まれる場合 非公開
  - (ハ) 行為規制に関する重要事項のうち、国又は地方公共団体が行う予定の行為について審議等をする場合 公開
- (ニ) 審議会の運営に係る案件の場合 公開
- (ホ) 法若しくは条例による区域、地区の指定、変更又は廃止等制度について調査審議の場合 公開

### 3 会議開催の周知

審議会は、会議を開催するに当たっては、あらかじめ会議の開催日時、開催場所及び予定議題等の会議の概要の情報を、報道機関へ提供し、県ホームページに掲載するものとする。

### 4 会議結果について

- (1) 公開した会議の結果については、会議の概要の情報を、県ホームページに掲載することにより公表するものとする。
- (2) 非公開とした会議の結果については、奈良県情報公開条例第7条各号の規定に該当する情報を除き、公開した会議に準じて会議の概要の公表に努めるものとする。
- (3) 公開又は非公開に関わらず審議会における議事については、意見の要旨をまとめた議事録を作成し、会長のほか会長が指名した委員1名が署名するものとする。

### 5 傍聴要領

会議の公開について必要な事項は、「奈良県古都風致審議会の傍聴要領」として定める。

### 6 その他

その他必要な事項は、会長が別に定める。